

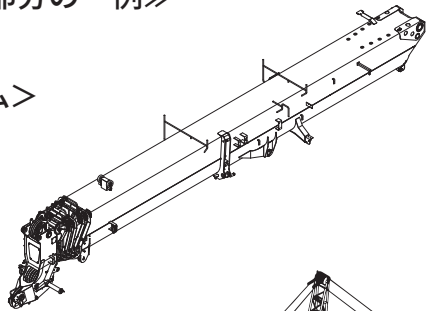
主要構造部分の変更時の届出について

移動式クレーンの主要構造部分を補修または交換する際は、変更届及び変更検査が必要な場合があります。主要構造部分は吊荷及び車体全体を支える重要な役割を果たしていますので、補修または交換を行う際は所轄労働基準監督署に相談した上で、タダノ指定サービス工場にて工事を実施してください。

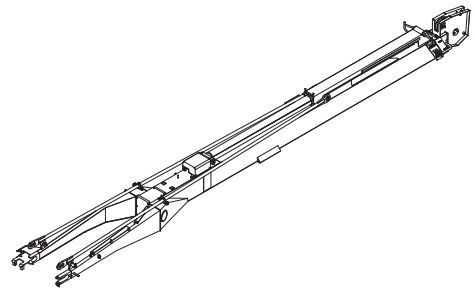
本情報に合わせて【クレーン構造体の点検について】(TSV12-038、TSV18-050、TSV18-052)を参照ください。

〈〈主要構造部分の一例〉〉

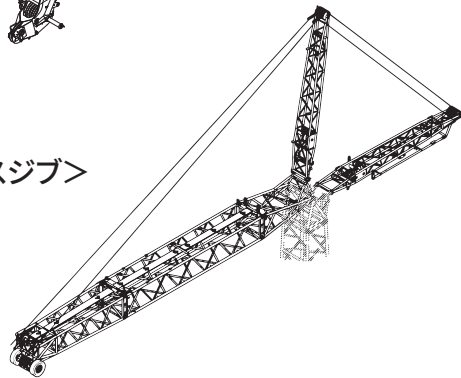
〈ブーム〉



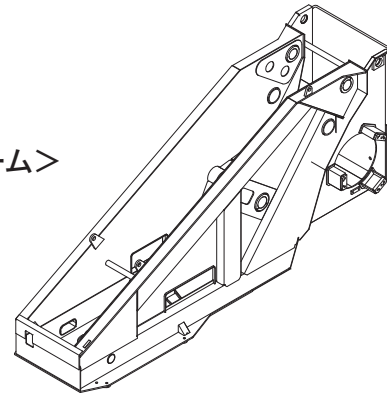
〈ジブ〉



〈ラチスジブ〉



〈回転フレーム〉



〈〈関連法規の一例〉〉

〈労働安全衛生法〉

(計画の届出等) 第八十八条第一項

事業者は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の三十日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。(以下省略)

〈クレーン等安全規則〉

(変更届) 第八十五条

事業者は、移動式クレーンについて、次の各号に掲げる部分を変更しようとするときは法第八十八条第一項の規定により、移動式クレーン変更届(様式第十二号)に移動式クレーン検査証及び変更しようとする部分(第五号に掲げるものを除く。)の図面を添えて、所轄労働基準監督署に提出しなければならない。(以下省略)

(変更検査) 第八十六条

前条第一号又は第七号に該当する部分に変更を加えた者は、法第三十八条第三項の規定により、当該移動式クレーンについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めた移動式クレーンについては、この限りではない。(以下省略)

*タダノは弊社製品に適用される法令(国内外を問わず法律規則の他、その他形式による規制を含みます)に違反するいかなる行為も行いません。

メンテナンスのご用命はタダノ指定サービス工場へ



株式会社 タダノ CS企画部作成